国際希少野生動植物種(個体及び個体の加工品)登録申請書

登録申請書類の提出日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(一財) 自然環境研究センター理事長 殿

記入例

申請者(※1) 自然 研太郎

氏 住 第 _〒130-8606

東京都墨田区江東橋3-3-7

電話番号

0 3-6 6 5 9-6 0 1 8

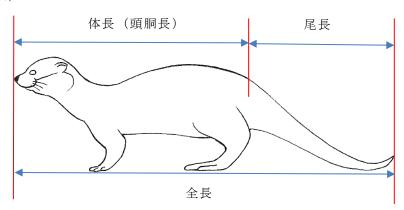
	種	名	コッメカワウソ 種の名称を記載
登録を受ける国際希少	区 (該当する文字を丸 その他に該当する場 に具体的内容を記入	合は、括弧内	生体 卵・その他 () はく製・その他 ()
野生動植物 種の個体及 び個体の加	主な特徴(※2)		体長 45.3cm 尾長 25.9cm (〇〇年〇月〇日計測) 全長 71.2cm 体重 5.1kg 性別 雄 その他の特徴
工品	所 在	地	申請者住所に同じ 登録申請時における個体の所在地
	個体に講じた個体識別措置 及び個体識別番号(※3)		個体識別措置 マイクロチップ 脚環
			個体識別番号: ABCD12345
規制適用前取得の要件である 「2」をOで囲む 登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)			1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること(政令(※4)第8条第1号関係) 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内においである条約(以下「ワシントシ条約」という。)が登録を受けて取るに適用され、又は個体の加工品であると(政令第8条第2号関係) 3 関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて動えされた個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号イ関係) (1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内であること(政令第8条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内でよること(政令第8条第3号ロ関係) (3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群(ワシントの地域)の方に表別であるに表別である個体群)の個体群として附属書Iから除かれている個体群)の個体群として附属書Iから除かれている個体群)の個体群として附属書Iから除かれている個体群)の間に、第8条第3号の関係) 4 1~3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの
動植物の管	氏	名	
理者(所有 者と異なる 場合)	住	所	雷託悉号

- 「主な特徴」欄の記載に当たっては、以下の点に留意すること。 1.
- (1) 以下の数値を計測し、計測した値および計測日を記入すること。
 - ① 体長(頭胴長)測定方法は下図参照
 - ② 尾長 ③ 全長

IJ

- ④ 体重
- ⑤ 性別 (不明の場合は性別不明と記入)
- (2) 明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載する。

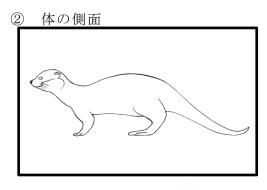
(計測方法)

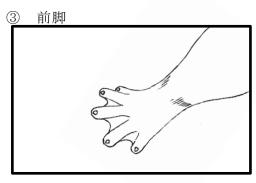


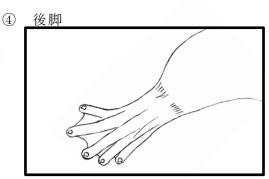
- 2. 写真の撮影にあたっては、3ヶ月以内に、以下の部位を鮮明に撮影すること。(カラー写真)
 - ① 顔の正面(鼻がはっきりと写っているもの)
 - ② 体の側面(全身が写っているもの。鼻先や尻尾の先がはみ出ないように注意) 前脚(左右どちらか。爪と水かきがはっきりと確認できるもの)

 - ④ 後脚(左右どちらか。爪と水かきがはっきりと確認できるもの) ⑤ 複数の申請の場合は、すべての登録申請個体を集合させ、個体数が確認可能な写真 ※個体数が多く、集合写真の撮影が困難な場合はご相談ください。









- 3. この他に、マイクロチップによる個体識別措置およびマイクロチップ番号を記入すること。合わせてマイクロチップ識別番号証明書およびマイクロチップ番号を判別できる写真を提出すること。
- 注)申請内容によって、追加の書面や写真の提出を依頼することもあります。予めご了承ください。

4. 規制適用前に入手したことを証明する書類について

基本的に国内に個体が輸入されてから、規制適用前に申請者が所有するまでの、すべての経由を 証明する書類(確認書類)が必要となります。

- ○経由を証明するために必要な書類(以下の書類がすべて必要)
 - ・海外からの輸入時の通関書類
 - ・輸入業者から販売店が仕入れした際の納品書
 - ・販売店から個人が購入した際の領収証
- ○上記の書類が用意できない場合は、以下の書類が両方とも必要となります。
 - ・仕入れ、購入時の納品書・領収証又は動物愛護管理法における生体販売説明書・確認書
 - ・診断書(2019年11月25日以前の診断記録に基づく、獣医師の作成したもの)

証明書類については、以下の記載事項がすべて正しく記述されている必要があります。

① 通関書類

海外からの輸入時の書類。

- ・「輸入公表三の7の(3)に基づく輸入に関する確認申請書」の表面と裏面
- ・「輸入許可通知書」または「輸入(納税)申告書」
- ・原産国の「輸出許可書」
- ② 納品書・領収書
- ③ 生体販売説明書·確認書

輸入業者から販売店が仕入れた際の納品書。業者間での取引時の納品書。(②) 販売店から個人が購入した際の生体販売説明書・確認書。(③)

- 種名
- 個体数
- 販売年月日
- ・購入者の氏名(フルネーム)、購入当時の住所
- ・販売店の名称、所在地、電話番号
- ・販売店の代表者の肩書と氏名 (フルネーム)
- ・販売店の社印もしくは代表者印の押印、又は代表者の署名
- ④ 販売証明書

販売店が作成する、規制適用日前に申請者に当該個体を販売したことを証明する書類。 ②、③の記載事項に以下の内容を追加したもの。

- ・書類作成者の氏名 (フルネーム)
- ・書類作成者の押印
- ・販売証明書の作成年月日
- ⑤ 診断書

獣医師が作成する、規制適用日前に当該個体を診療したことを証明する書類。規制適用日前に申請者自身が獣医師へ個体を受診させている必要があります。

- 種名
- 個体数
- 診療年月日
- ・診療内容 (個体ごとに必要)
- ・個体を受診させた飼い主の氏名(フルネーム)、診療時の住所
- ・診療をした病院の名称、住所、電話番号
- ・診断書を作成した獣医師の氏名 (フルネーム)
- ・診断書を作成した獣医師の押印
- ・診断書の作成年月日
- ※審査の過程で登録に必要な情報の事実関係を確認するため、上記以外に取得経緯を確認するための 書類の提出をお願いする場合があります。
- ※環境省職員による現地確認等を実施することがあります。